

内容は霞が関と与党で
決める。

関係ステークホルダーが意見を述べて
熟議して決めていく（裁判の和解先行
これに準拠など）。

救済措置、特にその対象選定や手厚さが焦点。

予算措置、行政施策として実施。

波が過ぎると、忘却。

救済措置だけでなく、加害側のファイナンス、地域の福祉充実、経済振興なども明示的に目標とする。

土台は皆に尊重される法律。細目は法律に根拠を置いて行政施策として実施。

建設的な課題、長期課題が山積
国などの継続的プレゼンス。

「土産はなくてよか。水俣に来いや」
水俣病を起こしてしまったことを反省し、こうしたことを二度と起こさないようにする組みを作ることが環境庁(省)発足の原点である。環境庁に1973年に入つた筆者は、けれども、水俣病との出会いではむしろ奥手であった。

私的なことは別として、仕事としての水俣病問題への取り組みは、私が秘書官としてお仕えした北川石松大臣(故人)が、陳情にいらした川日本輝夫さん(故人)の「土産はなくてよか。水俣に来いや」との呼びかけに、男氣から、よし、と返事をしたときから始まつた。北川大臣は90年未、実際に水俣を訪れた。当時は、沢山提起された補償を求める訴訟に関し、各地の裁判所が和解勧告をし、原因者のチソノや熊本県が受諾の意向を示す中、国のみが和解を拒んでいた時期であつ

た。担当であった山内豊徳企画調整局長は視察当日の朝に自死された。故人のお気持ちは推測するほかないが、大臣が、和解への理解を示したりすると当時の政府方針に反することになると心配する一方、頑なに和解を拒否する政府にも凜然としない気持ちを持たれ、公私の葛藤を抱えていらっしゃったのかと思う。葛藤も当然で、実際、水俣病の補償に係わる各地の係争が、当時の村山富市内閣連立与党の提案を、政府、チッソ、熊本県など被害者関係団体とが受諾することによって解決されるのには、さらになんと5年の歳月を要した。

ところで、私自身は秘書官を務めて以降、地球サミットへの対応をはじめ草創期の地球環境行政の開拓を担当していたため、この政治解決と呼ばれるプロセスに関与しなかつた。なので、私は水俣病に関してやはりほとんじ無知なままであった。

東京大学先端科学
(元環境事務次官)

小林光

水俣病被害者救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法〈2009年〉

環境庁発足の原点 公害の悲劇 二度と繰り返さないために

二、あの出来事

ごしたのがノーモア水俣訴訟原告団長の大石利生さん（故人）である。同氏は、国立水俣病総合研究センターが整備したMEG装置（脳磁図計測の装置）による脳神経の状態の診断及び脳の磁気刺激による症状緩和処置に感銘を受けて、被害を疑い悩む人たちに広くこれが受けられるようにと再三訴えていた。公害健康被害補償法の対象とするのは典型的な水俣病である一方、特措法が対象とした被害者の病像は多様であって、老齢化が進む地域の人口集団の中では、症状だけの診断は難しくなっていくし、水銀曝露の状態もどんどん不鮮明になる。こうした中、MRIやMEGによる器質的な診断の重要性はますます高まるのではないか。水俣芦北地域には、残念なことに、糖尿病などの成人病、生活習慣病が多い。こうした地域で地域住民全体をカバーして日本を先導するような高度な健康管理は実験できないものだろうか。